



海岸保全施設補修事業の実施及び運用について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成10年4月20日

港 号 外
平成10年4月20日

倉吉土木事務所長 }
米子土木事務所長 } 様
鳥取港湾事務所長 }

港 湾 課 長
(公 印 省 略)

海岸保全施設補修事業の実施及び運用について（通知）

このことについて、別紙のとおり運輸省港湾局長から通知がありました。
ついては、今後の業務を適正に処理してください。

港 海 第 250 号
平成10年4月1日

鳥取県知事 殿

運輸省港湾局長

海岸保全施設補修事業の実施について

標記については、昭和54年度から補助制度が創設され事業が実施されているが、今般、事業の採択基準等を明確化するため別紙のとおり海岸保全施設補修事業実施要綱を定めたので通知する。
なお、貴管内の関係市町村については貴職より周知方取り図られたい。

海岸保全施設補修事業実施要綱

1. 事業の目的

海岸保全施設補修事業は、老朽化等により著しく機能が低下した海岸保全施設の補修を行い既存の施設を当初に計画した能力まで回復させ、災害の発生を未然に防止することを目的とする。

2. 事業の性格

地方財政法（昭和23年法律第109号）第16条に基づく予算補助事業である。

3. 事業の採択方針

本事業は、次の条件を具備するものについて採択する。

(1) 海岸管理者が管理する海岸保全施設で、次に掲げる海岸保全施設の補修事業であること。

堤防、護岸
離岸堤、突堤、根固、消波工等
水門、樋門、排水機場等
その他の附帯設備

(2) 1件あたりの事業費は都道府県が行うものにあつては、3,000万円以上、市町村が行うものにあつては、1,500万円以上のもの。

4. 事業主体

本事業の事業主体は、地方公共団体とする。

5. 国の補助

国は海岸保全施設の補修に必要な事業費に対して、その1/3を補助する。

港 海 第 250 号
平成10年4月1日

鳥取県土木部長 殿

運輸省港湾局海岸・防災課長

「海岸保全施設補修事業実施要綱」の運用について

平成10年4月1日付け港海第250号で「海岸保全施設補修事業実施要綱」を制定したところであるが、同要綱の実施にあたり別紙のとおり、定めたのでこれによらねたい。
なお、貴管内の関係市町村については貴職より周知方取り図らねたい。

「海岸保全施設補修事業実施要綱」の運用について

1. 定 義

- (1) 要綱第1. 事業の目的にある「老朽化等により著しく機能が低下した海岸保全施設」とは、施設が新設されてから年月が経過し、その間施設としての効用を果たしてきたこと等により、新設当時有していた機能が経年的に低下した海岸保全施設をいう。したがって、異常な天然現象もしくは人為により機能が低下、もしくは破損した海岸保全施設の機能を回復する事業は対象としない。また、施設の効用がなくなり改築する場合は対象としない。
- (2) 要綱第1. 事業の目的にある「補修を行い既存の施設を当初に計画した能力まで回復させ」とは、補修を行うことにより施設の機能をその施設が新設された時に有していた機能まで回復するかもしくはそれに近づけるとともに、施設の効用が失われる時期を延長することをいう。したがって、施設の機能を維持するために行う土砂を排除する作業・排水機場等の単純な部品の取替え作業（オーバーホールを行い施設の効用が失われる時期の延長に資する作業を除く。）及び間詰めなどの作業等の維持管理的な作業及び水防のために行う水防作業は対象としない。また、施設が新設時に有していた機能以上の機能まで回復する事業は原則として対象としない。

2. 採択方針

要綱第3 - (1) 掲げる海岸保全施設の補修事業における採択工種は、別紙のとおりとする。

補修事業の採択工種

項 目	工 種	内 容
1. 堤防、護岸	基 礎	<ul style="list-style-type: none"> ○根入工の補修 ○マウンドの積替、整形及び補充
	堤 体	<ul style="list-style-type: none"> ○陥没部の補修 ○漏水防止工（止水矢板の新設、堤体グラウト、吸出防止工等） ○電気防食は施設完成後15年経過したものであること
	表法、裏法、天端	<ul style="list-style-type: none"> ○ブロック等の積替、整形及び補充 ○根止の補修 ○天端工（水叩き）の新設 ○法面、天端の軽微なクラック、剝離の補修は除く
	排 水 工	<ul style="list-style-type: none"> ○排水工の補修及び新設
2. 突堤、離岸堤、根固、消波工等	基 礎	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎被覆石等の積替、整形及び補充
	本 体	<ul style="list-style-type: none"> ○ブロック等の積替、整形及び補充 ○本体工の補修
3. 水門、補門、排水機場等	基礎、本体、ゲート、スクリーン等機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎、本体の補修 ○扉体、戸当等の補修及び取替 ○機械設備の補修及び取替 ○機械設備の改良（手動を電動にする場合） ○電気設備の取替 ○施設を良好な状態で管理するすために行う以下の定期点検などは除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・点検（例えば始動時、1年点検）と必要に応じて行う分解調整、部品の取 修理・高潮後、必要に応じて行う分解調整、破損個所の小部品の取替、小修理・本体、ゲート、スクリーン等の機械設備の塗装工
4. その他の附帯設備	陸間、橋管、角落とし、斜路、階段その他	<ul style="list-style-type: none"> ○陸間、橋管、角落としの補修及び取替 ○斜路、階段の補修 ○建屋の補修（外周工事は除く） ○防舷材、防衝材の新設、取替及び補修 ○防雪カバー ○機械設備の改良（手動を電動にする場合） ○電気設備の取替